

虐待防止に関する指針

社会福祉法人 シャくなげ園

1 施設における虐待の防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止の為に必要な措置を講じなければなりません。「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「高齢者虐待防止法」という)に定める虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等について、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、この指針を定めるものとします。

(軽費老人ホーム入所者・有料老人ホーム入居者・ヘルパーステーション利用者)

2 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項

- (1) 虐待またはその疑い(以下「虐待等」という。)の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会として、多職種で構成する虐待防止検討委員会を設置します。
- (2) 本委員会の委員長及び委員 5 名で構成し、委員は虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者とします。
- (3) 身体拘束廃止委員会や、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があります。
- (4) 会議の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合があります。
- (5) 本委員会は、必要な都度 委員長が招集します。
- (6) 本委員会は次の事項について協議するものとします。
 - ①虐待防止委員会その他施設内の組織に関すること
 - ②虐待の防止のための指針の整備に関すること
 - ③虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
 - ④虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること

- ⑤職員が虐待等を把握した場合に、関係機関への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑥虐待等が発生した場合、その発生要因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 虐待の為の職員研修は虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、この指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとしします。
- (2) 職員研修は年 2 回以上実施するとともに、新規採用時には必ず実施するものとしします。
- (3) 職員研修の実施内容は記録するものとしします。

4 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合には利用所の安全確保と被虐待者の権利と生命の保全を最優先するものとし、事実関係を調査し、速やかに下関市に報告するとともにその要因の除去に努めます。

5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った本人に事実確認を行います。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。
- (2) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には虐待等を行った本人に対応の改善を求め、就業規則に則り必要な措置を講じます。

- (3) 前項の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、下関市の窓口等外部機関に相談します。
- (4) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案がなぜ発生したかを検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
- (5) 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて下関市に報告します。
- (6) 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

6 成年後見制度の利用支援に関する事項

- (1) 利用者または保証人その他ご家族に対して利用可能な成年後見制度について説明しその求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

7 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上司に相談します。
- (2) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払います。
- (3) 対応の流れは、前記5によるものとします。
- (4) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

8 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

- (1) 入所者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当施設 HP において、いつでも閲覧が可能な状態とします。

9 その他虐待の推進のために必要な事項

- (1) 前記 3 に定める研修会のほか、外部機関等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を向上させるよう努めます。

附則

この指針は、令和 6年 4月 1 日より施行する。